

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号） 新旧対照条文（抄）

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（第九十一条関係）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(登録) 第八十四条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p> <p>一 心身の故障により労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 (略)</p> <p>三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 (略)</p>	<p>(登録) 第八十四条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 (略)</p> <p>三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 (略)</p>